



# 令和3年度 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金 募集要項（第3期）

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、文化・芸術関係者が活動を再開・継続し、区民が安心して芸術を鑑賞できるよう、感染症対策を講じて実施する文化・芸術活動事業（新しい芸術鑑賞様式）に対し、その事業に係る経費の一部を助成します。

- [ 助 成 金 額 ] 1事業あたり 上限40万円（補助率2/3）
- [ 承 認 予 定 件 数 ] 25件程度
- [ 事業実施対象期間 ] 令和3年4月1日（木）～ 令和4年3月31日（木）
- [ 受 付 期 間 ] 令和3年10月15日（金）～ 11月15日（月）必着
- [ 提 出 方 法 ] メールまたは郵送

**※新型コロナウイルス感染症に係る事業等について第7号補正予算が編成されたことを受け、第3期の助成金募集を行っています。**

**※申請内容に基づき審査を行います。申請書類に不備がないか十分ご確認のうえ、ご提出ください。**

**※令和3年度第1期および第2期で承認された事業者は申請することができません。**

## 問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 芸術鑑賞様式助成金担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階  
電話 03-5307-0734（直通）  
Eメール bunka-g3@city.suginami.lg.jp

## 1 対象者

直近2年以内（平成31年（2019年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日）に、杉並区内で主体的に広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を2回以上実施した実績を有する個人または団体。

※対象者として認められない例：ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等

### （1）個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票（写し可）、免許証、保険証等のいずれかの提出とする。

### （2）団体の要件

次の（ア）～（エ）を全て満たしていること。

（ア）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

（イ）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

（ウ）団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること

（エ）定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること（上記ア～ウが定款等に明記※されていること）

※ （ア）について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。

（イ）について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。尚、役職だけの記載（役員1名、会計1名等）は要件が明記されていないと判断し、助成の対象にはなりません。

★杉並区を中心に活動している団体（法人）で、区内で事業を企画していても事務所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。

- 申請者は活動を主体となって実施し、活動に要する経費を負担することが必要です。個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。  
（対象とならない例：実行委員会形式により複数会場で実施する事業）
- 団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。
- 同一申請者による重複申請はできません。

なお、次の事例に該当する場合は対象となりません。

- 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告が無いこと。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

## 2 対象事業

申請者自らが主催者となり、広く一般公衆に鑑賞させることを目的として実施する文化・芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像または伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」等に沿って、3密(密閉・密集・密接)対策やアルコール消毒、マスク着用、検温の実施等を行い、区民等が安心して芸術鑑賞できる環境を整えて実施する事業であること。
- (2) 対象期間内に、区内で実施される事業またはオンラインで実施される事業またはSUGINAMI WEB MUSEUM（スギナミ・ウェブ・ミュージアム）で展示する事業であること。  
なお、オンラインの場合は、区内のホールや劇場・ライブハウス等、利用料金が明示されている施設を会場として行うライブ配信、または収録配信であること。  
※SUGINAMI WEB MUSEUM（スギナミ・ウェブ・ミュージアム）については、<https://www.suginamiart.tokyo/webmuseum/>をご覧ください。



- (3) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。
- (4) 以下の事業に該当しないこと。
  - 国、地方公共団体等が主催するもの
  - 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けているもの ※「杉並区文化・芸術発信の場継続給付金」との重複申請は可能
  - 宗教的または政治的な宣伝、主張を目的とするもの
  - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けた事業
  - 寄附を主な目的とするもの
  - 教育活動の一環として行われるもの

## 3 対象期間

次の期間に杉並区内もしくはオンラインまたはSUGINAMI WEB MUSEUM（スギナミ・ウェブ・ミュージアム）（「2 対象事業（2）」参照）で実施される事業

**対象期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）**

※事業の承認は令和4年1月上旬（予定）となるため、令和3年12月下旬までの期間に実施する事業については「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業事前審査申請書（第1号様式）」の「事前実施」欄にチェックしてください（助成を保証するものではありません）。

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。

#### 4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業あたり：上限 40 万円（助成対象経費の 2/3）

対象経費の合計額	助成金額
(1) 60 万円以上	40 万円
(2) 60 万円以下	対象経費の 2/3

(2) 助成予定件数：申請書類の内容を審査のうえ、**25 件程度**助成します。

#### 5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和 3 年 10 月 15 日（金）～11 月 15 日（月）必着

※メールでの提出の場合は 11 月 15 日（月）23：59 までに受信したもの

(2) 申請受付方法

メールまたは郵送にて受付します。

メールの場合、添付ファイルの形式は **Word, Excel, PDF** のいずれかとしてください。

また、メール 1 通につき容量は **8 MB 以内**として下さい。

(3) 申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0310/1069279.html>



(4) 申請書類

以下の申請書類を各 1 部提出してください。なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

申請書類一覧（各 1 部）	
①	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業事前審査申請書（第 1 号様式）
②	事業計画書
③	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
④	個人で申請の時：住民登録を証する書類(住民票(写し可)、免許証、保険証等)
	団体に申請の時：「1 対象者の（2）」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等
⑤	平成31年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日に <b>区内</b> で広く一般公衆に鑑賞させることを目的に実施された公演や展示会等の資料（ <b>申請者が実施していることがわかる資料を 2 事業以上</b> 提出してください。） 例：事業日時や内容が分かるプログラム、チラシ等。WEB 上での告知記事等は、画面のスクリーンショットを添付すること。

## 6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1.感染症対策	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計等の購入費、PCR 検査費用等
	2.作品借料	作品借料（保険料を含む）
	3.制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等）
	4.出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	5.音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアノ料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	6.文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	7.会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料
	8.舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	9.設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費
	10.運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く
	11.謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	12.通信費	案内状送付料等
	13.宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	14.印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	15.配信・記録費	収録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

対象外経費 (例)	○有料頒布するプログラム、収録等の作成経費	
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃料費、宿泊費、催事保険料等	
	○自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料	
	○団体または個人の財産となる物品等の購入費等（感染症対策に必要な物を除く） ※感染症対策に必要な物であってもパソコンやビデオカメラ等汎用性がある物品は対象外	
	○団体の運営維持費（ホームページ運用費等）	○印紙代、振込手数料
	○飲食費	○支給品・記念品代
	○立替払いにより支払われた費用	○カラオケ代
	○助成金報告書作成経費	

※対象経費は必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

## 7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という。）において、以下の視点を中心に審査します。申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

- 区民等が安心して芸術を鑑賞できるよう、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に、3密対策等の感染防止策を講じて実施するものであるか
- ホームページやチラシ等を活用して広く区民等に周知し、区民等の鑑賞または参加の機会等を提供するものであるか
- 区民等に対する文化・芸術活動としての継続性が見込まれるか
- 事業計画、収支予算に具体性があり、事業の実現性があるか
- 区民の関わり、地域への波及効果があるか
- 申請経費の金額や内容は事業実施のために妥当なものか

※審査に当たって上記とは別に、加点の対象となる項目として、「国際的・全国的に認められている活動か」「杉並の地域で著名な活動か」「杉並の地域資源・文化資源を活かした活動か」「社会貢献など芸術文化活動の新しい社会的な要素があるか」「コロナ禍において新しいチャレンジをしているか」の項目を設けます。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和4年1月上旬（予定）までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (4) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (5) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (6) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (7) 区が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他必要な資料を提出しないとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

## 10 事業報告・領収書について

(1) 事業終了後1か月以内に以下の書類を郵送で文化・交流課にご提出ください。

**※令和4年3月実施の事業については、令和4年3月31日(木)を提出期限とします。**

事業終了に伴う書類一覧 (各1部)	
①	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業完了報告書兼助成金交付申請書 (第3号様式)
②	収支決算書
③	領収書(助成対象経費に係るもののみ)の原本 ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	領収書(助成対象経費に係るもののみ)の写し
⑤	事業完了報告書に記載のある感染症対策が確認できる写真
⑥	事業内容がわかる資料(チラシ、記録写真等)
⑦	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金請求書(第5号様式)

(2) 提出する領収書は以下の点に注意してください。

○宛 名：**申請者名(団体で申請のときは団体名)または代表者名が記載**されたものであること  
(略称は不可)

※認められない例：名字だけのもの(○杉並 太郎 ×杉並)、宛名のないもの(上様も不可)、申請時の団体名(または代表者名)以外の宛名が記載されたもの

○品 名：具体的な品名が明記されたものであること

※「お品代」は認めることはできません

○発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること(領収印が必要ない場合もありますので、P9のQ&A(Q3-3)をご参照ください。)

○日 付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

※令和4年4月1日以降の領収書は認められません

※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。

## 11 助成金額の確定及び支払い

ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額(上限40万円、補助率2/3、1,000円未満切り捨て)を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認された後、助成事業確定額通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

例) 対象経費の領収書として認められるものが 60万円以上の場合：助成額40万円

30万円分の場合：助成額20万円

## 12 その他の注意事項

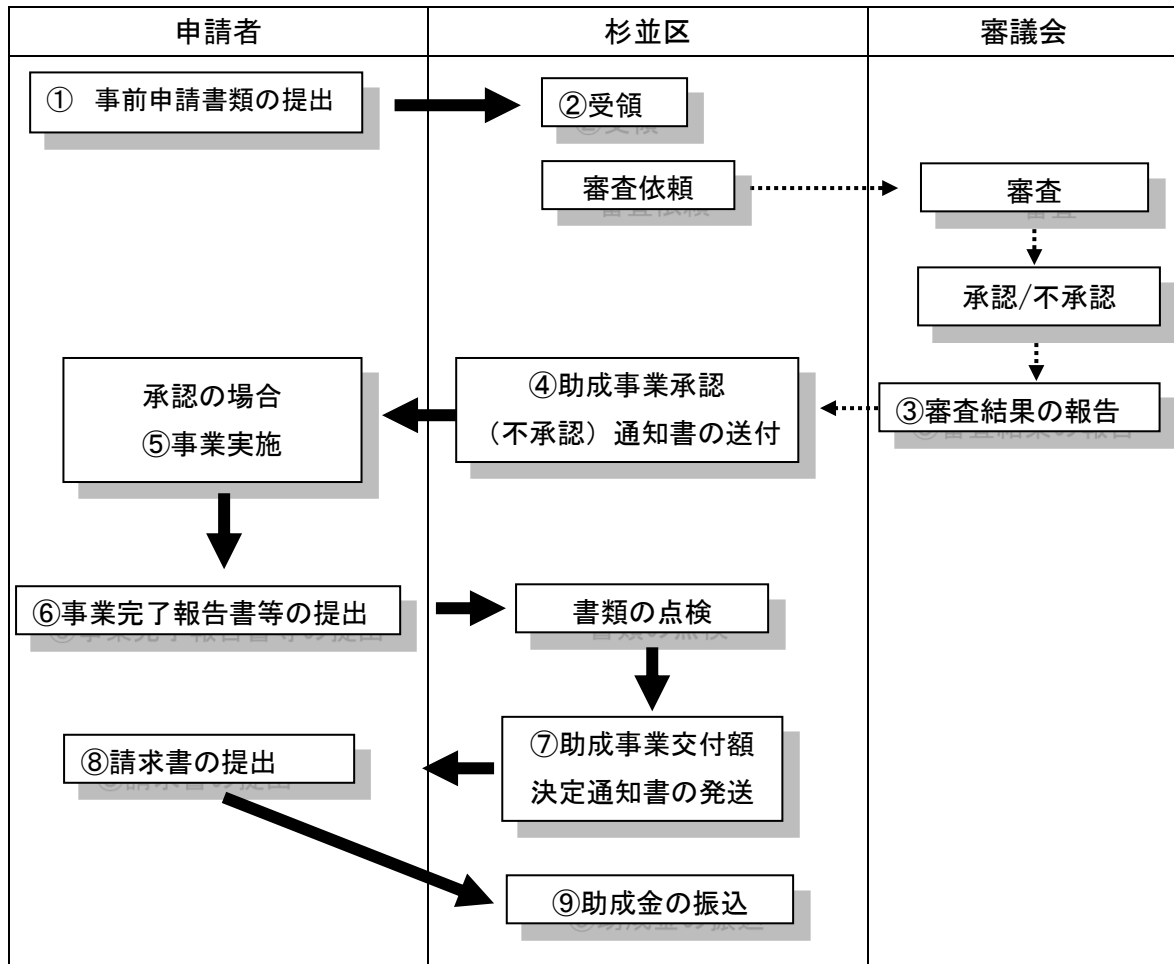
(1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。

(2) 申請後、決定を受けた事業内容について変更が必要となった場合または助成事業を中止しようとする場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。

(3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。

- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査(モニタリング)を行います。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではございません。

■助成金交付までの流れ





### 13 助成金 Q & A

#### 【対象者について】

Q1-1 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-1 年齢要件はありません。

Q1-2 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-3 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-3 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-4 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A1-4 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限40万円）。

Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-5 対象となりません。

Q1-6 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A1-6 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q1-7 杉並区民ですが、直近の活動が平成31年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-7 対象となりません。

Q1-8 令和2年3月に開催を予定していた事業が新型コロナウイルスの影響で中止になりました。この場合助成の対象とならないのでしょうか？

A1-8 原則、平成31年4月1日～令和3年3月31日までに事業の実績を2回以上有することが必要ですが、新型コロナウイルスの影響等により、期間内にやむを得ず中止となってしまった事業がある場合には、中止事業も実績に含めるものとします。中止となったことがわかる資料（作成済みのチラシ、企画書等）をご提出ください。

Q1-9 主催する事業について申請を検討していますが、平成31年4月1日～令和3年3月31日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の対象にならないのでしょうか？

A1-9 事業を主体的に実施していると認められる場合は対象となります。

Q1-10 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-10 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-11 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A1-11 申請できません。

Q1-12 第1期、2期の本助成金に申請し、不承認となったが第3期の申請は可能でしょうか？

A1-12 可能ですが、改めて申請書の提出が必要となります。

なお、第1期、2期で不承認となった方が第3期の審査で有利になることはありません。

#### 【申請について】

Q2-1 承認予定件数 25 件程度とありますが、先着順でしょうか？

A2-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。

※第2期は90件を超える応募がありました。

Q2-2 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A2-2 助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q2-3 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A2-3 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q2-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A2-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q2-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいでしょうか？

A2-5 開設にかかる費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q2-6 感染症対策として出演者全員でPCR検査を定期的に受ける予定です。必要経費と考えてよいでしょうか？

A2-6 事業の出演者・スタッフにつき1人1回まで助成対象経費とすることができます。

Q2-7 「区民が安心して芸術を鑑賞できる環境」とは具体的にどのようなことでしょうか？明確な条件はあるのでしょうか？

A2-7 3密の回避など例示をあげていますが、明確な条件はありません。国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に、施設の特性や来場者の協力も含め、個々に対策を講じてください。

【その他】

Q3-2 助成の時期はいつ頃になるのでしょうか？

A3-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みします。

Q3-3 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A3-3 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。